

令和7年度 第8回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年11月12日(水)午後2時00分から3時40分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (30人)

1番 鈴木 誠之君	2番 土屋 昌彦君
3番 勝間田 安彦君	4番 長田 薫君
5番 勝間田 公博君	6番 瀬戸 孝雄君
7番 福島 初代君	8番 小宮山 勉君
9番 勝間田 美保子君	10番 勝間田 太住君
11番 長田 守正君	12番 勝又 治彦君
13番 林 忍君	14番 鈴木 洋一郎君
15番 長田 正之君	16番 横山 廣君
17番 勝又 博之君	18番 内田 奨君
19番 小澤 勤君	20番 土屋 壯一君
21番 宇田川 秀一君	22番 渡邊 一雄君
23番 瀬戸 朝光君	24番 長田 光正君
25番 根上 誠一君	26番 岩田 勉君
27番 芹澤 泉君	28番 中村 善彦君
31番 齋藤 浩也君	30番 芹澤 裕治君

欠席委員 (1人)

29番 高田 哲夫君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
報 第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案  
議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 その他
- 8 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 山本 育実 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三 杉山 有里

## 会議の概要

事務局長 ただ今から令和7年度第8回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。

会長 ー会長挨拶ー

事務局長 ありがとうございました。

はじめに諸般の報告をさせていただきます。29高田哲夫委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めていただきます。

会長よろしくお願いたします。

会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、7番福島初代委員、8番小宮山勉委員よろしくお願いたします。

会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長 日程5 農地法に関する報告に入ります。

報第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

報第14号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年11月12日報告。今月の5条の届出は3件です。

(番号1～3について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 日程6 農地法に関する議案に入ります。

なお、本日程につきましては、先月不許可相当と議決をしました営農型太陽光発電事業に係る申請案件が再度上程されております。これに伴い、議事の円滑な審議のため先

に農地法第5条許可申請について審議いたします。

つきましては、農業委員会会議規則第20条の規定により、議事日程の順序を変更し、議案第31号を先に審議し、その後に議案第30号を審議いたします。

会長

それでは、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお願いします。

議案第31号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年11月12日提出。今月の5条許可申請は4件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 1,117 m<sup>2</sup>

転用内容は、売買による資材置場、製品置場等の設置です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 820 m<sup>2</sup>

転用内容は、売買による太陽光発電施設の設置です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。

ここで整理番号3と4の説明に入る前に、前回不許可となった営農型太陽光発電事業の経過や、他の営農型発電施設の営農状況を報告させていただきます。

（資料1～4 説明）

あわせて、営農型太陽光発電施設に係る農地転用許可の取り扱いについて補足説明いたします。

（資料5～7 説明）

それでは、議案の説明を再開します。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 4,437 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電施設の設置です。太陽光パネル用杭およびキュービクルが設置される部分について、10年間の一時転用を行うものです。下部農地にはすだちを作付けする計画となっております。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号4（議案書の内容読み上げ）畑 4,086 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電施設の設置です。太陽光パネル用杭およ

びキュービクルが設置される部分について、10年間の一時転用を行うものです。下部の農地にはお茶を作付けする計画となっております。所要面積は4,949㎡であり、農地以外に山林と原野を含む計画となっております。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。こちらは、農用地区域外農地、いわゆる白地農地であり、地域計画の区域外になっているため、営農型太陽光発電施設設置のための協議の場に諮る必要がない案件となります。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号1について事務局代読で調査結果の報告を求めます。

事務局

整理番号1の調査結果について、事務局より代読をさせていただきます。

調査日は令和7年11月5日です。譲受人は電話、譲渡人は自宅にて調査を行いました。

申請行為については、どちらも本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由は、譲受人は申請地の隣地にアルミ製品の加工工場を賃貸しております。工場のアルミ製品の出荷物置場が手狭となっていることから、工場の方から依頼をされ、資材置場や製品積込場などに転用するということです。

資金につきましては、自己資金で対応し、土地代金が87万円、工事費が50万円、合計137万円を計画しているとのことです。

他の権利者の同意につきましては、他の権利者はいません。

転用時期については、許可後すぐに着工するとのことです。

他法令につきましては、他法令の手続きはありません。

転用面積については、1,117㎡であり、隣接する工場の出荷物置場の状況から適正と思われる。

周辺への影響については、周辺農地への影響は少ないと思われるが、支障をきたした場合には、責任を持って対処するとのことです。

以上代読となります。

会長

続きまして、整理番号2、3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和7年11月4日です。調査場所は、電話にて確認いたしました。

申請行為について、本人双方が申請したもので、内容に間違いありません。

転用理由、譲受人の太陽光発電事業に適した土地を取得したいとの意向と、譲渡人の売却の意向が合致したためです。

資金については、自己資金で対応するとのことです。

他の権利者の同意、申請地に他の権利を有する者はいないと考えます。

転用時期の開始について、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令、他法令による許可等は必要ないと思われれます。

転用面積は820㎡で、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響は、境界線内にフェンスを設置し、土砂流出等を防ぎ周辺農地に影響の

ないようにし、草刈り等の管理を行うとのことです。

その他で、譲受人が遠方のため、管理をどうしますかということで聞きましたら、譲人の親会社に委託をするそうです。

2番は以上です。

続きまして、3番の説明です。

調査日は令和7年11月6日です。調査場所は電話にて確認いたしました。

申請行為について、譲受人、譲渡人、申請人双方とも本人が申請したもので、内容に間違いありません。

転用理由、譲受人は営農型太陽光発電を行うための申請です。

転用行為に対して資金は確保されているか、銀行融資により確保されております。

他の権利者の同意、申請地に他の権利を有する者はいません。

転用時期、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令による許可は必要としないと思われます。

転用面積は、畑地2,915㎡中4,437㎡で適正であると考えます。

周辺への影響、周辺農地への影響は少ないと考えますが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことです。

その他で、10月30日の第2回「協議の場」において、条件付きで合意を得ております。条件については、今まで設置した営農型太陽光発電施設において、耕作管理をしっかり行うこと、というものであります。

以上です。

会長

続きまして、整理番号4について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和7年11月9日です。譲渡人の一人とは電話にて調査しました。もう一人の譲渡人と譲受人は、現地にて調査しました。

申請行為について、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由について、譲受人は営農型太陽光発電事業の規模拡大とのことです。

資金については、銀行からの借入で対応するとのことです。

他の権利者の同意はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいということです。

他法令による許可は必要でないと思われます。

転用面積、転用面積は4,086㎡で、事業目的から考えて適正であると思われます。

周辺への農地の影響はないと考えますが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことです。

以上です。よろしくお願ひします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

この事例ではなく、一般的なことで事務局にお伺ひします。賃貸借の太陽光発電について、貸借期間が10年ということですが、10年が満了した場合は、どうなりますでしょうか。10年では減価償却できると思えませんが、一般的な事例でお答えください。

事務局 営農型発電で10年ということですが、許可上は10年が過ぎたら撤去することになっています。その上で、事業者側が更に継続で一時転用をしたいと申請してきた場合、農業委員会で審査して、適正な営農が認められるということであれば、許可相当になるかと思えます。運用としては、今後そのような形になると思えます。

委員 一般的な事例で、更新するケースは多々あるのでしょうか。

事務局 ここ以外にも市内で、別の会社がやっている営農型太陽光発電施設がありまして、3年間の一時転用許可ということで許可をしております。事業者が認定農業者でないという理由から3年間となりますが、これまで何回か更新をしています。当初の許可は平成29年頃でしたが、更新の際も営農上問題がないと判断したため、許可を出している状況です。

委員 了解しました。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

委員 整理番号3と4についての意見となりますが、私も30日の協議の場に参加し、話を聞いてきました。資料4の中の、別の事業地の写真を見ると、防草シートが敷いてあります。現地も見てきました。事業者に聞いてみたら、ブルーベリーを植えるということでしたが、ブルーベリーの跡形もありません。資料1では、令和5年10月に許可となっています。許可から2年も経っているのにこの状態です。地元の合意は、営農をしなければいけないという条件付きでの合意でした。事務局から説明のあった資料5を見ても、今まで営農をしている事業者なら許可しても良いが、全然営農していない事業者には、新たな許可はできないと書いてありますから、シートを外して、農地のようにしてブルーベリーを植えてから、初めて次の事業に移れるのではないかと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。  
ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

会長 ただ今、整理番号3と4について意見がありましたので、本議案の採決については、申請案件ごと個別で採決をとる形にしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、整理番号1については、原案どおり決定いたします。

会長

整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、整理番号2については、原案どおり決定いたします。

会長

整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長

賛成の方はいないようです。

それでは、ただ今の報告や意見を踏まえすと、他の場所の営農型太陽光発電施設において、適切な営農が行われておらず、本計画地についても、速やかに申請に係る用途に供する見込みがないことから、整理番号3につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長

整理番号4について、賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長

賛成の方はいないようです。

こちらも同様に、ただ今の報告や意見を踏まえすと、他の場所の営農型太陽光発電施設において、適切な営農が行われておらず、本計画地についても、速やかに申請に係る用途に供する見込みがないことから、整理番号4につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

議案第30号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年11月12日提出。今月の3条許可申請件数は9件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑、田 366 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より贈与を受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 2,452 m<sup>2</sup>

譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。今回の整理番号2は、譲受

人が法人であり、農地法により農地所有適格法人の申請となっております。農地所有適格法人については、皆様にお配りしてあります「法人が農業に参入する場合の要件」と書かれた資料をご確認ください。

(資料説明)

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3（議案書の内容読み上げ）田 1,218 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号4の説明の前に、農地法第3条第2項第1号について簡単に説明させていただきます。資料7をご覧ください。

(資料説明)

5条でも説明させていただきましたが、次に審議する整理番号4、6、7、9の申請人は、現在営農すべき農地を耕作していない状況であるため、全部効率利用要件を満たしているか疑義が生じております。

番号4（議案書の内容読み上げ）畑 2,385.563 m<sup>2</sup>

譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、経営規模拡大のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものです。

整理番号4について、農地法第3条第2項第1号に該当するため、許可要件を満たさないと考えます。

番号5（議案書の内容読み上げ）畑 2,390 m<sup>2</sup>

譲受人は営農型太陽光発電のための太陽光パネルを設置するため、賃貸借により譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。

整理番号5について、先ほどの議案第31号整理番号3で不許可となった事業と一体であり、本議案にかかる権利の設定は行えないと考えます。

番号6（議案書の内容読み上げ）畑 1,466 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より借り受けるものです。

整理番号6について、農地法第3条第2項第1号に該当するため、許可要件を満たさないと考えます。

番号7（議案書の内容読み上げ）畑 2,955.513 m<sup>2</sup>

譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、経

営規模拡大のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものです。

整理番号7について、農地法第3条第2項第1号に該当するため、許可要件を満たさないと考えます。

番号8（議案書の内容読み上げ）畑 2,956 m<sup>2</sup>

譲受人は営農型太陽光発電のための太陽光パネルを設置するため、賃貸借により譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。

整理番号8について、先ほどの議案第31号整理番号4で不許可となった事業と一体であり、本案件にかかる権利の設定は行えないと考えます。

番号9（議案書の内容読み上げ）畑 7,824 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より借り受けるものです。

整理番号9について、農地法第3条第2項第1号に該当するため、許可要件を満たさないと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号1について事務局代読で調査結果の報告を求めます。

事務局

調査日は令和7年11月6日です。譲渡人は自宅で調査しました。譲受人は申請地で調査しました。

申請行為については、自宅を訪れ確認し本人申請であり、内容に間違いはないとのことです。

権利の設定、譲渡人は高齢であり後継者である譲受人に贈与するものであるとのことです。

効率的利用について、申請地は自宅から徒歩5分と車で10分のところにあり、近隣である。譲受人は農業経験が約25年であり、贈与後は両親と共に耕作を続けていく。農機具は軽トラック、草刈機を所有しているとのことです。

耕作管理計画について、新聖地は現在お茶畑であり、今後もお茶畑として耕作する。休耕中の農地は、取得後お茶を植栽し、お茶畑として耕作するとのことです。

転貸しについて、転貸しはしていないとのことです。

地域との調和について、周辺の支障がないよう耕作していくが、万一支障をきたした場合は、責任を持って対応するとのことです。

以上で調査報告を終わります。

会長

整理番号2について担当委員が欠席のため、事務局代読で調査結果の報告を求めます。

事務局

調査日は令和7年11月8日です。譲受人は現地ほ場で調査しました。譲渡人は電話で調査しました。

申請行為について、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。譲渡人は県外在中で、電話にて確認しました。

権利の設定について、譲受人は、新規就農のため、県外在中のため農作業が困難な譲渡人の農地を買い受けるための申請です。

効率的利用について、取得する農地は耕作者の自宅から徒歩1分の場所にあり、譲受人は現在農業を営んでおり、農機具も一式あり、試験的にドローンなどを活用したスマート農業にも取り組んでいます。新たに取得する農地も、今後水田として効率的に耕作管理されると思います。

耕作管理計画について、新たに取得する農地は水田として活用されており、今後も水稻を作付けする予定です。

転貸しについて、転貸しはありません。

地域との調和について、現在の農地利用について、地元の取り組みを遵守し、農作業を行います。

その他、譲受人は、令和7年8月に設立した法人であり、収穫した米は自社及びレストランへ出荷する予定です。

以上で調査報告を終わります。

会長

整理番号3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

農地法第3条の規定による許可申請書についての調査報告をします。

調査日は令和7年11月3日です。調査場所については、現地で行いました。

申請行為について、申請者である譲渡人が申請したものであり、申請内容に間違いのないことを確認しました。

権利の設定、移転の内容、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢により農作業に支障があることから、農地を買い受けるための申請です。

効率的利用、取得する農地は自宅から徒歩で3分ほどです。農作業従事者は本人夫婦と息子さんと計3人、本人夫婦は30年の経験があります。農機具は、トラクター、耕運機、コンバイン、田植機を所有しています。現在所有する農地は、水田であり、新たに取得する農地についても水田として利用するそうです。以上のことから、新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思います。

耕作管理計画、新たに取得する農地は、今後雑草等の草刈りを行い、水稻を作付けするそうです。

転貸しはありません。

地域との調和は、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地への影響のないように耕作を行うそうです。

以上となります。何卒ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

整理番号4、5、6及び9について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

4番です。

調査日は令和7年11月6日です。譲渡人と電話で確認しました。

申請について、譲受人、譲渡人双方とも申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

権利の設定、移転等の内容、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人から農地を借り受

けるための申請です。

効率的利用、譲受人は借り受ける農地の周辺の農地をすでに借り受けており、効率的に作業ができると思われます。

耕作管理計画、借り受ける農地は保全管理されており、畑として利用しすだちを栽培する予定です。

転貸し、転貸しはありません。

地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。

4番は以上です。

続きまして5番になります。

調査日は令和7年11月6日です。

申請、譲受人、譲渡人双方とも申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

権利の設定、移転等の内容、譲受人はソーラーシェアリングを行うために、区分地上権を設定するための申請です。

効率的利用、譲受人は権利設定を行う農地の周辺の農地をすでに借り受けており、効率的に作業が行われると思います。

耕作管理計画、営農型太陽光発電を行います。

転貸しはありません。

地域との調和は、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。

続きまして6番になります。

調査日は令和7年11月6日です。調査場所は電話で確認しました。

申請行為について、譲受人、譲渡人双方とも申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いありません。

権利の設定、移転等の内容、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人から農地を借り受けるための申請です。

効率的利用、譲受人は借り受ける農地の周辺の農地をすでに借り受けており、効率的に作業が行われると思います。

耕作管理計画、借り受ける農地は、保全管理されており、さつまいもを栽培する予定です。

転貸し、転貸しはありません。

地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように作業を行うとのことです。

続きまして9番になります。

調査日は令和7年11月6日です。調査場所は電話で確認しました。

申請、譲受人、譲渡人双方とも申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いありません。

権利の設定、移転等の内容、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人から農地を借り受

けるための申請です。

効率的利用、譲受人は借り受ける農地の周辺の農地をすでに借り受けており、効率的に作業が行われると思います。

耕作管理計画、借り受ける農地は、保全管理されておりさつまいもを栽培する予定です。

転貸し、転貸しはありません。

地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。

以上です。

会長

整理番号7、8について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和7年11月9日です。譲渡人は電話で確認しました。譲受人は現地で確認しました。

申請行為について、譲渡人本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業規模を縮小したいと考えていたため、農地を使用貸借するという申請です。

効率的利用、取得する農地は自宅から5km、車で15分ほどです。農作業従事者は本人のほか5名、計6名です。農業経験は3年から8年です。農機具については、茶刈り機1台、耕運機2台、草刈り機4台、スナップ1台。

耕作管理計画、新たに取得する農地は畑であり、今後はお茶を作付けする予定とのことです。令和8年春に苗木を入荷する予定で、入荷後は直ちに植えるそうです。

転貸しはありません。

地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことです。

続きまして8番の報告をします。

調査日は令和7年11月9日です。譲渡人は電話で確認しました。譲受人は現地で確認しました。

申請行為について、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容、譲受人は太陽光パネルを設置するため、譲渡人の農地に区分地上権を設定するための申請です。

効率的利用、取得する農地は自宅から5km、車で15分ほどです。農作業従事者は本人のほか5名計6名です。農機具については、茶刈り機1台、耕運機2台、草刈り機4台、スナップ1台。

耕作管理計画、新たに取得する農地は畑であり、今後はお茶を作付けする予定とのことです。

転貸しはありません。

地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。

審議のほどよろしくお願いたします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 4番から9番で申請事由について、4番は使用貸借、7番も使用貸借、残りについては、賃貸借なのですが、明確に使用貸借、賃貸借とうたって申請されておりますか。同一の行為であれば、例えば全部賃貸借と本来申請するべきではないのかなと思いますが、どのような申請をされたのですか。

あと、賃貸借の譲渡人の農地に区分地上権を設定するというのは、パネルだけのことだと思います。申請自体が土地に対して、場所によって使用貸借権を使ったもの、賃貸借権を使ったもので、同じ申請行為なのに疑問に思いますが、いかがでしょうか。

事務局 太陽光パネル部分が区分地上権になりまして、そちらが賃貸借になっています。

委員 土地自体に地主からはお金を払って、それを借りて申請だと賃貸借権の行為ですが、無償で借りた場合には、使用貸借権になります。言葉では曖昧で、場所によって使用貸借と書いたり、賃貸借と書いたりと申請がおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 3条の申請ですが、営農型太陽光の場合、基本的にはパネルを設置する区分地上権を賃貸借契約にして、普通の農地より高い金額の契約になっております。下の部分の営農は、使用貸借により無償で貸す契約になっているものです。今回営農型太陽光が設置される地上権に関してのみ、お金が発生した契約になっています。

委員 全てその形ということですか。

事務局 こちらの事業者が営農型太陽光の申請をする時は基本的にそのようにしてあります。

会長 難しい内容だと思うが、貸せる人は承知しているのか。

委員 譲受人は、農業法人と太陽光の法人の二つ法人を使って、申請を出してきているので、それはどうしてかなと疑問に思いました。

事務局 当該申請者については、代表は同じ方ですが、おっしゃる通り、発電と営農で会社を分けて事業を行っている形になりまして、営農については、認定農業者を取るために、農業法人を立ち上げて、その法人が農地を使用貸借で耕作しますという申請になっています。発電は、農業法人とは別の法人がやるというすみ分けで、事業をやられていると思います。

委員 おっしゃる通りだと思います。総合的に見ると、小規模な発電施設の申請を繰り返し、最終的にはこの場所にメガソーラーを作っていくのではないかと、そのようにも感じられます。営農型は許されています。しかし、メガソーラーに対しては、他の市町村では非常に厳しい。農業委員会でも規制がありますし、それも含めまして太陽光がたくさん増えていくことは、世界遺産富士山がある観光の街、御殿場にふさわしいのかどうかと思います。農業委員会ではなくても、今後の御殿場市に対しても意見として言いたいと思

っております。使用貸借権、賃貸借権を含めまして、このような会社がたくさん出てこられると困るというのも意見とさせていただきます。

会長 貴重なご意見ありがとうございます。  
ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

委員 整理番号7、8は、お茶とやるということですが、営農型の資料にあります。既存の営農型発電施設の営農は多くが未着手となっています。まずはこちらの営農に着手して、次の事業をやっていただくのが良いと思います。資料の航空写真を見ても、メガソーラーに近い、もしくはそれ以上の規模になっています。農地ではない山林部分にもソーラーが建てられているということで、全部足していくと、何町歩にもなってしまうのではないのでしょうか。農業委員会だけではなく、メガソーラーの規制を頑張ってもらえればと思います。

会長 ありがとうございます。  
ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

会長 それでは、本議案につきましてもご意見が出ましたので、個別に採決を取る形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、採決に入ります。

会長 整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、整理番号1については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、整理番号2については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、整理番号3については、原案どおり決定いたします。

会長

整理番号4について、賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長

賛成の方はいないようです。ただ今出た意見を踏まえますと、これらの者が、その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められないことから、農地法第3条第2項第1号に該当していると判断されます。よって整理番号4につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長

整理番号5について、賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長

賛成の方はいないようです。ただ今出た意見を踏まえますと、本案件は先ほどの議案第31号整理番号3で不許可となった事業と一体であり、本案件にかかる権利の設定が行えないものと判断します。よって整理番号5につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長

整理番号6について賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長

賛成の方はいないようです。ただ今出た意見を踏まえますと、これらの者が、その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められないことから、農地法第3条第2項第1号に該当していると判断されます。よって整理番号6につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長

整理番号7について賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長

賛成の方はいないようです。ただ今出た意見を踏まえますと、これらの者が、その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められないことから、農地法第3条第2項第1号に該当していると判断されます。よって整理番号7につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長

整理番号8について賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長 賛成の方はいないようです。ただ今出た意見を踏まえすと、本案件は先ほどの議案第31号整理番号4で不許可となった事業と一体であり、本案件にかかる権利の設定が行えないものと判断します。よって整理番号8につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長 整理番号9について賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長 賛成の方はいないようです。ただ今出た意見を踏まえすと、これらの者が、その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められないことから、農地法第3条第2項第1号に該当していると判断されます。よって整理番号9につきましては、不許可とすることに決定いたします。

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 (連絡事項)

1. 11月29日の座談会について(富士岡地区)
2. 全国農業新聞記事(岩手県金ヶ崎町)先進地活動事例の紹介・協議について
3. 農業会議情報のご案内
4. 次回総会 12月12(金)午後2時00分  
御殿場市民会館 3階 第7会議室

事務局長 皆様方から連絡事項等ございますでしょうか。

会長 先ほど、委員からもメガソーラーの話が出ましたが、農業新聞の論説の中で、政府はメガソーラーを法的に規制する方針だが、景観や生態系保全だけではなく、廃棄による重金属の環境への影響を踏まえ、リサイクル体制を構築する必要があると書かれています。政府はこのような方針ですが、自治体がどこまでできるか。

11月中に当該発電・営農事業者から改善計画書があがってくる予定ですので、その内容を見て、上手に話がまとまればよいと思います。

事務局長 長時間にわたりましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第8回御殿場市農業委員会定総会定例会を閉会いたします。

議 長

\_\_\_\_\_

議事録署名人

7 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人

8 番

\_\_\_\_\_